

○岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則

平成25年3月29日

市規則第104号

改正 平成27年3月25日市規則第73号

平成28年3月31日市規則第114号

平成30年3月30日市規則第86号

令和3年3月25日市規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は，岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第91号。以下「条例」という。）の施行に関し，必要な事項を定めるものとする。

(生活相談員)

第2条 条例第5条第2項に規定する規則で定める者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 介護支援専門員の登録を受けている者

(2) 介護福祉士

(機能訓練指導員)

第3条 条例第5条第5項に規定する規則で定める者は，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師，あん摩マッサージ指圧師，はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とする。

(管理者)

第4条 条例第6条第3項及び第10条第3項に規定する規則で定める者は，次の各号のいずれかを満たす者とする。

(1) 次に掲げる事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して
2年以上である者

ア 法第8条及び第8条の2に規定する事業又は施設

イ 旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介
護予防通所介護を行う事業

ウ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条
の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定に
よる改正前の法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設

エ 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業又は同号ロに規定
する第1号通所事業

(2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年市規則第73号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年市規則第114号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年市規則第86号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年市規則第49号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。